空き家バンクに登録しませんか

申込・問合せ
くらし安全課　交通・防犯担当　内線284

町では、町内における空き家の有効活用を通じ、町内への移住・定住促進及び地域の活性化を図るため、空き家の情報登録制度「空き家バンク」を設置しています。

売却等を希望している空き家の物件情報を公開し、利用を希望する方に情報提供を行う仕組みです。

契約・交渉等は、町と協定を締結している「(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会埼葛支部」の所属会員である宅建業者が行います。

登録できる物件の条件

空き家バンクは、物件の状態等によっては登録できない場合もあります。

登録できる物件は次の条件等を満たす必要があります。

①法令等に違反していないこと。
②市街化調整区域内にある場合、現所有者以外の者が使用できること。
③老朽、損傷等が著しい空き家ではないこと。
④物件が併用住宅で、その居住部分の床面積が50㎡以上であること。
⑤競売に付されていないこと。
⑥宅地建物取引業者と媒介契約を締結していないこと。　等

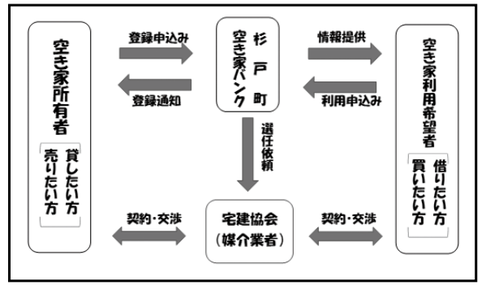

杉戸町空き家バンクのイメージ

地域の安心・安全をサポート！
杉戸町消防団員を募集します

申込・問合せ
くらし安全課　消防・防災担当　内線288

町では4月1日入団の新規消防団員を募集しています。

消防団員は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、普段は自分の仕事や学業を持ちながら、火災や台風等の災害時はもとより、住民に対する防火指導、応急手当等の普及啓発活動など、地域の安心・安全を守るために活動しています。

杉戸町消防団に興味のある方は、担当までお問合せください。

応募資格　町内在住または在勤の方で満18歳以上の方

処遇等　①杉戸町消防団条例に基づき、年報酬、出動手当を支給
②活動服、靴等を貸与
③公務災害補償、退職報償金、表彰等の制度あり

3月1日(月)～7日(日)
全国一斉　春の火災予防運動を実施します

問合せ
埼玉東部消防組合　杉戸消防署
管理指導課　指導担当
☎（33）6010

全国統一防火標語　「その火事を　防ぐあなたに　金メダル」

春の火災予防運動は、火災予防の意識を高め、火災の発生を防止することを目的としています。

この機会に一人ひとりがご自身の防火意識を見直すとともに、かけがえのない命や財産を失わないよう、タバコの後始末やストーブ、ガスコンロなど、火気の使用には十分注意しましょう。

◆住宅用火災警報器の設置・維持管理について

住宅用火災警報器は、火災発生時の逃げ遅れによる犠牲者をなくすため、全ての住宅への設置が義務付けられています。まだ設置がお済みでないご家庭は、早急に設置をお願いします。

また、設置がお済みのご家庭では、定期的に点検・清掃をしていただき、おおむね10年を目安に警報器の交換をお勧めします。

★調査にご協力ください

住宅用火災警報器の設置状況等の調査のため、消防職員による訪問調査を実施します。
ご協力をお願いします。

実施期間　3月1日(月)～31日(水)　※職員は新型コロナウイルス感染症対策を行い、実施します。

子どもの安全！
新入学（園）児を交通事故や犯罪から守りましょう！

問合せ
杉戸警察署
☎（33）0110

連れ去り等の危険から身を守るため、また交通事故等に遭わないために、お子さんに「4つの約束」のご指導をお願いします。

4つの約束
①ひとりにならない。
②知らない人についていかない。
③もしもの時は大きな声で助けを呼ぶ。
④だれとどこで何時まで遊ぶか話しておく。

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

問合せ
福祉課　障がい福祉担当
内線264・267

「ヘルプマーク」とは･･･

援助が必要な方のためのマークです。

内部障がいや難病の方など、外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。そうした方が配慮を必要としていることを周囲へ知らせることができます。

「ヘルプカード」とは…

このカードは、氏名や連絡先、障がい名、病名など、必要な支援や配慮してほしいことをあらかじめ記載しておくことができます。

緊急時や困ったときに周囲の配慮や手助けをお願いしやすくなります。

「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」を付けている人を見かけたら…

優先席の利用、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

配布場所　杉戸町役場　福祉課

※今後のヘルプマークの参考にするため、窓口で簡単な聞き取りをさせていただきます。なお、郵送での配布は行っていません。

※ヘルプカードは福祉課窓口のほか、高齢介護課、すぎとピア、保健センター、各公民館窓口でも配布しています。(町ホームページ（右QRコード）からダウンロード可)

※福祉課窓口では､ヘルプカードを入れるカードケースも配布しています。(他の窓口での配布や郵送はしません。なくなり次第終了となります。)

杉戸町障がい者計画推進懇話会委員を募集します

みなさんの力を町政に役立ててみませんか？
障がい者福祉に興味関心のある方をお待ちしています。

障がい者計画推進懇話会委員は、障がい者福祉計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定に関する助言、計画の進捗状況の点検、計画推進のための対策を検討するために、幅広いご意見をいただきます。

応募資格　町内在住・在勤の18歳以上で、令和3年4月1日現在、杉戸町のほかの審議会等の委員及び特別職職員に就任していない（就任予定のない）方、かつ、障がい者福祉に関心のある方
募集人数　若干名
任用期間　令和3年4月から3年間
会議回数　年2回から4回程度

応募期間　3月15日(月)～31日(水)
応募方法　応募用紙に必要事項をご記入のうえ、持参または郵送にて福祉課へ提出。
選考内容　「これからの障がい者福祉について」をテーマにした作文（400字程度）
応募用紙配布場所　福祉課窓口（町ホームページからダウンロード可）

問合せ・提出先　〒345-8502　杉戸町清地2-9-29
福祉課　障がい福祉担当　内線264